



I. 策定にあたって

1. 趣 旨	2
2. 構成及び期間	2
3. 町の概要	3
4. 基本フレーム	6
5. 基本となる課題	10

1. 趣旨

湯梨浜町ではこれまで4次にわたり総合計画を策定し、人口減少・少子高齢化を見据えながら、その時代の潮流を踏まえた指針を示し、まちづくりを進めてきました。

この間、本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、デジタル化、技術革新の進展、環境問題や激甚化する自然災害の発生等目まぐるしく変化し、また新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を経験し、多様な生活様式の定着とそこからの再生に向かうさなか、長期的な国際紛争や主食である米を含めた物価高騰等、抱える課題も多岐複雑化しました。

このように、社会が大きな転換期を迎える中で、本町が将来にわたり、町の魅力と活気を維持・向上し、持続的で良質な行政サービスを提供するためには、これまでの成長を前提としたまちづくりの発想を転換し、長期的な社会変化や新たな地方創生への動き等時代の潮流の変化を的確にとらえつつ、町民の皆様が何世代にもわたり、豊かに安心して共に暮らすことができる町の進展、未来に向かって愛で支えるまちづくりの進展を図るため、第5次湯梨浜町総合計画を策定するものです。

2. 構成及び期間

本計画は、湯梨浜町の今後のまちづくりの指針となるもので、本町が目指す将来像や基本理念、それを実現するためのまちづくりの目標等、町行政推進のため総合的かつ基本的な事項を定めるまちづくりの最も基本となる計画です。今後の施策は、本総合計画に沿って遂行されるものであり、予算編成等毎年度の経営方針の基本的な指針となります。国、県及び本町における様々な行政計画との整合性に配慮し、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、弾力的な運用を図ります。

また、本計画には国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条に基づく土地利用計画も一体として策定します。

(1)構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

①基本構想

町民の積極的な行政参画を促しながら、町民と行政が、共に進めていくまちづくりの基本理念を示すものです。本町が目指す将来像、基本理念、まちづくりの目標を掲げています。

②基本計画

基本構想を実現するための柱となるもので、目指すべき将来像を達成するための分野別の施策の方向を定めたものです。

③実施計画

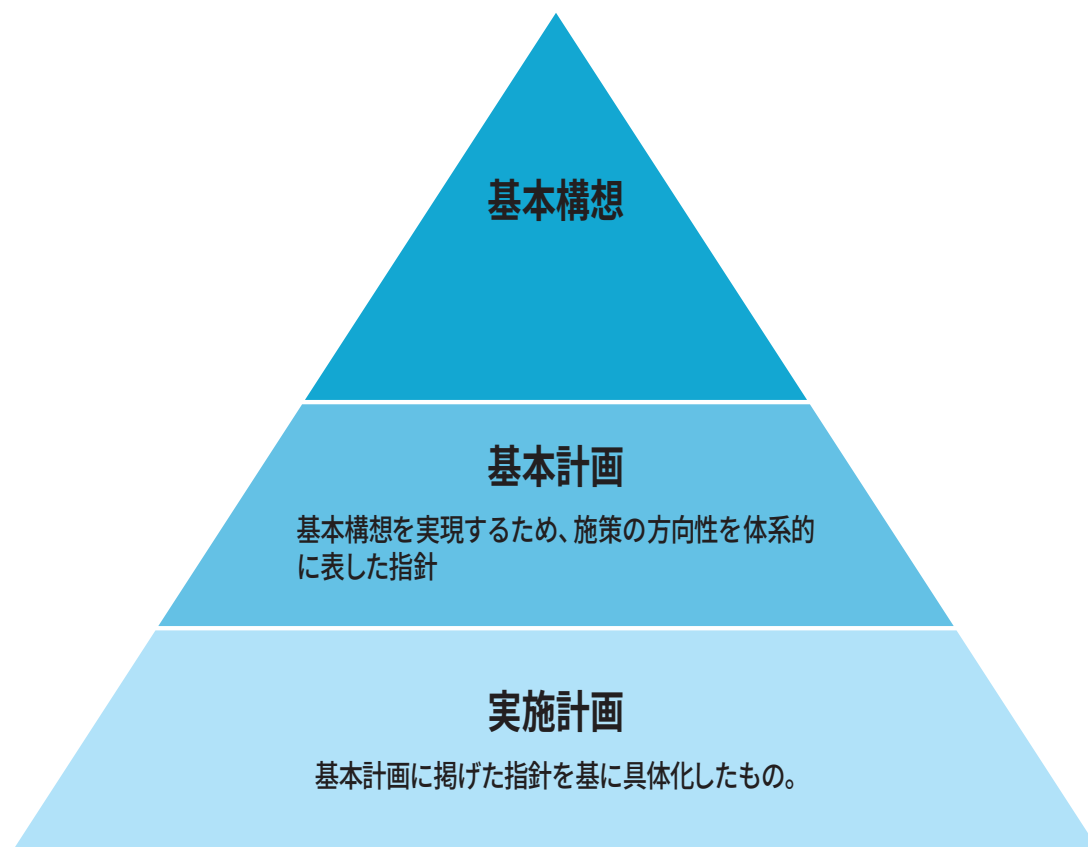
基本計画に基づいて、具体的なプラン、事業の計画や、事業及び財政計画を示すものです。行財政の調和を図り、進捗状況を踏まえながら見直しを行います。ただし、本書には掲載されません。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、

より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画、プラン等により総合計画の補完・具体化を行いながら、様々な取組を進めます。

(2) 期間

計画期間について、基本構想は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とし、基本計画は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



3. 町の概要

(1) 位置及び地勢

本町は、北緯35°29′、東経133°52′にあり、鳥取県のほぼ中央に位置しています。北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市とそれぞれ接しています。中部圏域の中心地である倉吉市まで約10km、県庁所在地の鳥取市から西に約35kmの位置にあります。

地勢は、本町の中央部に約4km²の東郷池があり、東郷川等の河川が注ぎ、橋津川によって日本海へ流れています。南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。海岸部には砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷池に至る平野が形成され、水田地帯が広がっています。

このように本町は、海、池、川、山等、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

(2) 土地利用

本町は、東西11.3km、南北11.6kmで、面積は77.93km²となっています（東郷池の面積を含む）。土地利用の状況を見ると、令和2（2020）年では、山林・原野が全体の約51.1%を占め、農用地が16.4%、宅地が4.9%となっています。

(3) 人口

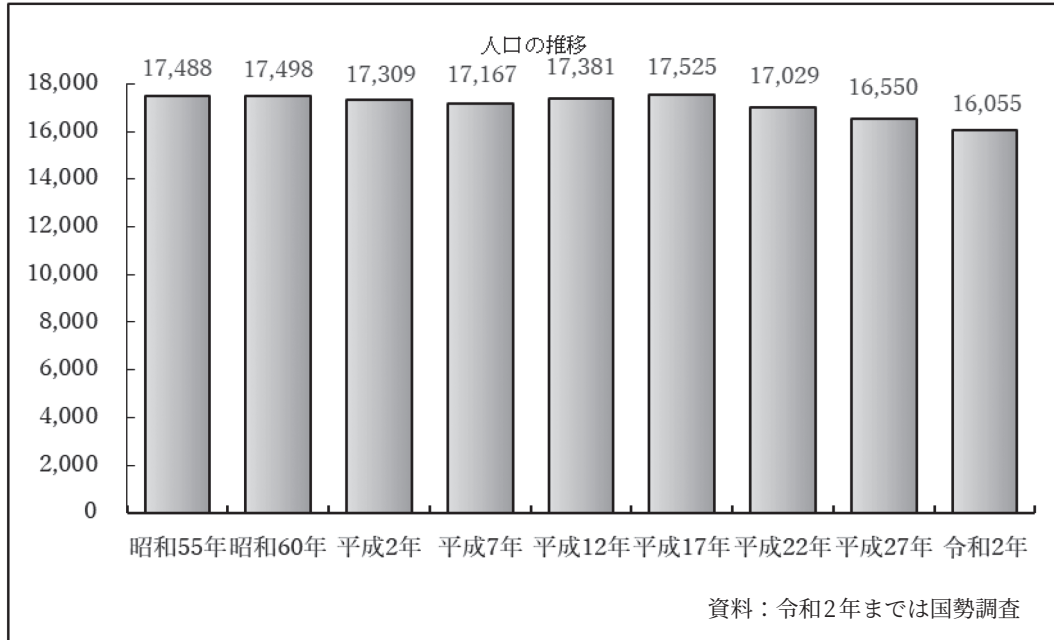
令和2（2020）年の国勢調査によると、本町の総人口は16,055人で、平成27（2015）年の国勢調査に比べ、495人、3.0%減少しています。

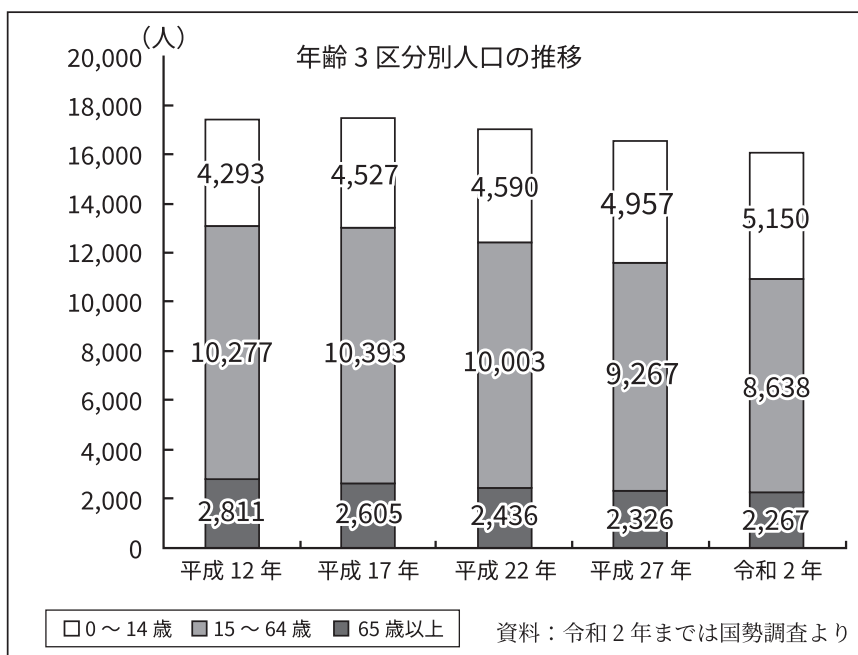
世帯数は、令和2（2020）年は5,682世帯で、平成27（2015）年の5,482世帯に比べ、3.6%増加しています。

一世帯あたりの人数は、令和2（2020）年は2.75人で、平成7（1995）年の2.94人、平成22（2010）年の3.07人、平成17（2005）年の3.19人と年々減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

年齢階層別人口は、令和2（2020）年は年少人口（0～14歳）が14.1%、生産年齢人口（15～64歳）が53.8%、高齢者人口（65歳以上）が32.1%となっており、生産年齢人口の割合が減少している一方、高齢者人口の割合が増加している傾向がうかがえます。また、鳥取県平均と比較すると、年少人口が1.6%（鳥取県平均：12.5%）高く、生産年齢人口は1.2%（鳥取県平均：55.0%）、高齢者人口で0.4%（鳥取県平均：32.5%）低くなっています。

* 国勢調査第4-2表より





(4) 沿革

本町は、平成16（2004）年10月1日に東郷池の周囲に位置する羽合町、泊村、東郷町が合併して誕生しました。

当時は、地方分権や少子高齢化等の社会環境の変化、国・地方を通じた巨額の債務等の深刻な財政状況を背景に、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立が強く求められ、全国的に市町村合併が進められた時期でした。

第1次及び第2次総合計画では「げんき・いきいき・かがやきのまち」をキャッチフレーズに、地域の融和と町民一人ひとりが誇りの持てるまちづくりを推進しました。それぞれの地域で守られてきた歴史や文化を大切に引き継ぐとともに、地域資源を活かした「新たな湯梨浜ブランド」の構築に努めてきました。また、本町のシンボルである東郷池を中心として、環境、観光、農林水産業の振興等を軸とした新しいまちづくりのあり方を提言してきました。

第3次総合計画では「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の下、町民一人ひとりが主役となる協働と参画によるまちづくりを、第4次総合計画では「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」を掲げ、「持続可能」で温もりのあるまちづくりを進めてきました。

これまでの取組として、東郷池をはじめとする地域資源の魅力造成・産業振興・地域活性化の「三方よし」を目指した施策を推進したほか、地方創生事業として、移住定住の促進や湯梨浜町版「全世代・全員活躍のまち」の確立、グラウンド・ゴルフの国際化等に注力してきました。あわせて、福祉や教育環境の充実、情報通信設備や道路等の社会インフラ整備、行財政改革にも取り組んできました。

今後は、大きく変化する社会情勢や多様化する行政需要に対応するため、この20年間に育み、培ってきたまちづくりを基盤として、さらに深化発展した施策を推進していきます。

4. 基本フレーム（将来人口、産業等）

(1) 人口

本町の人口は、平成17（2005）年をピークに減少傾向を示しています。平成27（2015）年から令和2（2020）年までの人口減少率は3.0%であり、鳥取県の3.4%を下回るものの、平成17（2005）年以後は拡大しつつあります。また、平成30（2018）年から令和4（2022）年までの合計特殊出生率*は1.72で、国の1.33、鳥取県の1.56と比較して高い水準にあります。

●人口の推移と見通し

（単位：人、%）

	総人口	男女別		構成比		人口減少率
		男	女	男	女	
平成7年	17,167	8,125	9,042	47.3	52.7	0.8
12年	17,381	8,237	9,144	47.4	52.6	△1.2
17年	17,525	8,333	9,192	47.5	52.5	△0.8
22年	17,029	8,110	8,919	47.6	52.4	2.8
27年	16,550	7,910	8,640	47.8	52.2	2.8
令和2年	16,055	7,657	8,398	47.7	52.3	3.0
7年（推計）※	15,447	7,354	8,093	47.6	52.4	3.8
12年（推計）※	14,870	7,070	7,800	47.6	52.5	3.7
17年（推計）※	14,262	6,763	7,499	47.4	52.6	4.1

（資料：令和2年までは国勢調査より。令和7年以降については国立社会保障・人口問題研究所の推計による。）

年齢階層別人口については、令和2年国勢調査において、年少人口（0～14歳）の割合が14.1%、生産年齢人口（15～64歳）の割合が53.8%、高齢者人口（65歳以上）の割合が32.1%となっています。

年齢階層別人口の推移を見てみると、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加の傾向が顕著であり、人口構成において少子高齢化が進行していることがうかがえます。

また、人口の増減は、死亡数と出生数による自然増加率*と転入、転出による社会増加率*が大きな要素となります。若年層の就業機会を求めた都市部への人口流出等、生産年齢人口も以前に比べて減少傾向にあり、このことは人口構成において高齢化を進行させるとともに、出生率の低下を助長するものと考えられます。そのほか、晩婚化とそれに伴う出産年齢の高齢化等、少子化の原因と考えられる様々な要因があり、若者の定住促進や将来親になる世代への施策の充実が求められています。

このような少子高齢化や人口減少は、本町のみならず、全国的な問題と言えます。本町の人口は、令和2（2020）年の16,055人が、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年には14,870人になるものと推計しています。

●年齢階層別人口の推移と見通し

(単位：人、%)

	階層別				構成比		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成7年	17,167	3,007	10,177	3,983	17.5	59.3	23.2
12年	17,381	2,811	10,277	4,293	16.2	59.1	24.7
17年	17,525	2,605	10,393	4,527	14.9	59.3	25.8
22年	17,029	2,436	10,003	4,590	14.3	58.7	27.0
27年	16,550	2,326	9,267	4,957	14.1	56.0	30.0
令和2年	16,055	2,267	8,638	5,150	14.1	53.8	32.1
7年(推計)	15,447	2,099	8,121	5,227	13.6	52.6	33.8
12年(推計)	14,870	1,924	7,691	5,255	12.9	51.7	35.3
17年(推計)	14,262	1,777	7,353	5,132	12.5	51.6	36.0

(資料：令和2年までは国勢調査より。令和7年以降については国立社会保障・人口問題研究所の推計による。)

●人口動態の推移

(単位：人)

年	人口増減	自然動態								
		自然増減			出生			死亡		
	総数	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
	令和2年	△121	△109	168	177	118	59	59	227	109
令和3年	△110	△96	201	157	131	81	50	227	120	107
令和4年	△65	△158	209	217	134	63	71	292	146	146
令和5年	△175	△155	194	215	127	59	68	282	135	147
令和6年	△179	△161	182	203	112	52	60	273	130	143

年	社会動態						
	社会増減	転入			転出		
	総数	総数	県外	県内	総数	県外	県内
令和2年	△12	491	161	330	503	250	253
令和3年	△14	448	145	303	462	205	257
令和4年	93	569	174	395	476	213	263
令和5年	△20	453	142	311	473	215	258
令和6年	△18	493	149	344	511	231	280

(資料：令和6年までは鳥取県の推計人口(年報)より)

(注釈)

合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す指標。

この数値が2.07を上回ると人口の水準が保たれると考えられている。

自然増加率：総人口に対する自然増加(出生児数から死亡者数を差し引いた人数)の割合を示す指標。

社会増加率：総人口に対する社会増加(転入者数から転出者数を差し引いた人数)の割合を示す指標。

(2) 世帯

日本の将来推計人口によると、日本の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少しています。また、一般世帯*の平均世帯人員は、「世帯の単独化」が一層進むことにより、令和2（2020）年の2.21人から減少を続け、令和15(2033)年に初めて2人を割り込んで1.99人に、令和32(2050)年には1.92人となると言われており、少子化、核家族化の影響が顕著に表れているものと考えられます。

また、令和2（2020）年から令和32（2050）年までの間に、高齢単独世帯に占める未婚者の割合は、男性33.7%から59.7%と、女性は11.9%から30.2%となり、近親者のいない高齢単独世帯が急増するとも言われています。

鳥取県においては、令和2（2020）年の一般世帯数は、平成27（2015）年と比較して約2,825世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成27(2015)年の2.57人から令和2（2020）年には2.44人と減少しており、世帯規模が小さくなっていることがうかがえます。

本町においても同様の傾向が見られ、令和2（2020）年の一般世帯数は、平成27（2015）年と比較して196世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成27（2015）年の2.94人から令和2（2020）年には2.75人と減少しており、今後もこの傾向は続くものと推計されます。

●一般世帯数の推移と見通し （単位：人、％）

	一般世帯数	平均世帯人員
平成7年	4,688	3.61
12年	5,055	3.38
17年	5,365	3.19
22年	5,404	3.07
27年	5,463	2.94
令和2年	5,659	2.75
7年（推計）	5,756	2.60
12年（推計）	5,763	2.50
17年（推計）	5,658	2.44

（資料：令和2年までは国勢調査による。令和7年以降は過去の推移を基に本町で試算）

（注釈）

一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋等の単身者及び会社等の独身寮・寄宿舎等に居住している単身者をいう。

(3) 産業

本町の産業構造は、全国的な傾向と同じく、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へとその比重を移してきました。

就業人口の推移を見ると、社会情勢の変化に伴い、農業、漁業等の第1次産業が著しく減少し、建設業、製造業等の第2次産業が微減、サービス業や卸業、小売業等の第3次産業が大幅に増加しています。

今後も、第3次産業の割合がさらに拡大する等、その傾向が続くものと推計されます。

●就業人口の推移と見通し

(単位：人、%)

区分		年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)
		数								
総		数	9,510	9,343	8,676	8,607	8,500	8,237	7,956	7,758
男女別	男		5,109	4,995	4,650	4,576	4,430	4,283	4,129	4,011
	女		4,401	4,348	4,026	4,031	4,070	3,954	3,827	3,747
産業別	第1次		1,949	1,792	1,465	1,268	1,057	899	749	629
	第2次		2,527	2,192	1,821	1,802	1,781	1,579	1,412	1,282
	第3次		5,034	5,359	5,390	5,537	5,662	5,759	5,795	5,847
構成比	第1次		20.5	19.2	16.9	14.7	12.4	10.9	9.4	8.1
	第2次		26.6	23.5	21.0	20.9	21.0	19.2	17.8	16.5
	第3次		52.9	57.3	62.1	64.3	66.6	69.9	72.8	75.4
総		人	17,381	17,525	17,029	16,550	16,055	15,447	14,870	14,262
総		人口	対	比						
			54.7	53.3	51.0	51.7	52.0	53.3	53.5	54.4
労		働								
力		人	9,813	9,802	9,213	8,882	8,934	8,531	8,233	7,994
口		*								
対		比	96.9	95.3	94.2	96.3	96.3	96.6	96.7	97.0

区分		年	人口指数（令和2年=100）							
			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)
総		数	111.9	109.9	102.1	101.3	100.0	96.9	93.6	91.3
男女別	男		115.3	112.8	105.0	103.3	100.0	96.7	93.2	90.5
	女		108.1	106.8	98.9	99.0	100.0	97.1	94.0	92.1
産業別	第1次		184.4	169.5	138.6	120.0	100.0	85.0	70.8	59.5
	第2次		141.9	123.1	102.2	101.2	100.0	88.7	79.3	72.0
	第3次		88.9	94.6	95.2	97.8	100.0	101.7	102.4	103.3
総		人	108.3	109.2	106.1	103.1	100.0	96.2	92.6	88.8
労		働								
力		人	111.8	111.7	105.0	101.8	100.0	97.2	93.8	91.1
口		*								

(資料：令和2年までは国勢調査による。令和7年以降の総人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計による。それ以外の数値については、過去の推移を基に本町で試算した。)

(注釈)

労働力人口：満15歳以上の人口のうち、就業者、休業者、完全失業者の合計を指す。それに対し、学生、家事従業者等、職を持たず、職を求めない者の合計は、非労働力人口と呼ばれる。

5. 基本となる課題

これまでの湯梨浜町のまちづくりや、町の現状、社会経済の動向、町の将来予測等からみた課題は次のとおりです。

まちづくりの課題

(1) 日常生活を支える生活基盤の整備

安全・安心で住みやすいまちづくりを進めるうえで、日常生活を支える道路や上下水道等の社会インフラ施設の老朽化が深刻な問題となっており、今後、施設の長寿命化と更新整備とともに、適正な維持管理を図っていく必要があります。

(2) 安全・安心で強靱なまちづくり

近年、全国で地震や台風、豪雨等の激甚な自然災害が頻発しています。本町でも鳥取県中部地震をはじめ、台風等、自然災害により甚大な被害を受けています。今後も南海トラフ地震等大規模な地震の発生が危惧され、ソフト、ハード両面からの防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

安全・安心な生活環境を守り、強化していくためには地域力・共助力の向上が不可欠であり、日頃から地域住民や行政、多くの関係機関における連携体制を構築し、地域の防災・防犯力を高めていくことが重要です。

(3) 自然を保全し、自然を活かすまちづくり

湯梨浜町は豊かな自然環境に恵まれ、町の大きな魅力となっています。自然と人が調和した安らぎと潤いのある暮らしを維持するため、これらの自然環境を将来に引き継ぐ保全活動に努めるとともに、その豊かな恵みを活かして、にぎわいや交流、新しい暮らしの魅力等を創出することが重要となります。

(4) 良質な生活環境の確保

地球温暖化の影響は、異常気象等で私たちの暮らしの中に顕在化しており、地球環境問題についての対応は喫緊の課題となっています。地球環境にやさしい持続可能なライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの活用等を通じて、天然資源の消費量削減や資源循環の取組の推進で、安全安心な暮らしを将来にわたり、維持発展させていくことが重要となります。

また今後増加が見込まれる空き家対策の公民連携や誰もが移動しやすい交通ネットワークの仕組みづくり等が求められています。進化する先端技術を活用した新たな社会システムの構築を進めていくとともに、地域コミュニティ等の深化を図っていく必要があります。

(5) 地域経済の活性化と雇用の確保創出

湯梨浜町が将来にわたって持続可能な町であるためには、地域経済の活性化と自立性の向上を図ることが重要です。主要産業である農林水産業の維持発展への支援や起業・創業の促進等

に取り組んでいくとともに、自然、歴史文化、食等の地域資源を活かした新たな観光スタイルの確立が求められています。

そして、価値観やライフスタイルの多様化が進む現状において、湯梨浜町で生まれ育った若者が町外に流出することなく、定着するためには、多様な働く場・働く環境の創出が不可欠です。

(6) 変化を見据えた都市の形成

人口減少・少子高齢化が加速し、公共施設の老朽化が進行する中で、都市機能を維持し、持続可能な町としていくためには環境の変化に適切に対応し、地域の特性をいかした土地利用や公共施設の再編・再配置、資産の有効活用等のマネジメントを長期的な視点に立って推進することが求められます。

地域組織の持続的運営のため、過疎化が顕著である地域の生活機能やコミュニティ機能をつなぐ集落地域の形成等、地域の特性に対応した、均衡あるまちづくりを進める必要があります。

(7) 安心して出産・子育てできる体制のさらなる充実

湯梨浜町はこれまで旧町時代から子育て支援に注力し、合併後も子育てするなら湯梨浜町を合言葉に子育てしやすいまちづくりを推進してきました。今後、少子化がさらに進行すると予測されることから出生率の向上や子育て世代の定住化を図っていくことが重要となります。

そのためには、物心両面から安心して、出産して子育てできる環境の一層の充実が必要であり、今後を見据えた教育・保育の提供体制や子育て応援サービスの充実を目指し、みんなで共に子どもと子育てを支えるまちづくりを進めていくことが求められます。

(8) 支え愛の福祉のまちづくりと保健・医療・健康づくり

高齢化の進行に伴い、独居を含む高齢者のみの世帯、認知症やその疑いがある人、介護や支援が必要な人の増加、また障がいのある人の地域生活への移行等の将来予測される状況を鑑みながら、互いに認め合い、その人の特性に応じた生活を支える仕組みを作り、誰一人取り残されず、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる温もりのある共生の地域社会づくりを確実に進めることが重要です。

地域で暮らす高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人が、困ったときにも自立した生活を送ることができるよう、引き続き相談支援窓口のワンストップ化とセーフティネットの確保に努めることが必要です。

また社会構造の変化、長引く低経済成長時代において、福祉課題は複雑多様化しており、「子どもの貧困」、「8050問題」等、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な課題を抱える世帯が顕在化しています。個人のライフステージに応じ、早期の問題発見と継続的な視点での支援の推進が必要です。また声なきSOSを確実に把握し、行政、関係機関、地域等が連携の上、アウトリーチ*を行うとともに、多機関協働の包括的な支援体制の確立を図っていきます。

このような取組を進める一方で、すべての住民がいつまでも健やかに活躍できるように、ライフステージに応じた健康づくりや地域包括ケアシステム*の構築を進めていくことが必要です。

(注釈)

アウトリーチ：直訳すると「外に手を伸ばす」福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず、届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスをいう。

地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域がサポートし合う社会システムのこと。

(9) 地域コミュニティの維持発展と多様性の尊重

住民の価値観やライフスタイルの多様化により、コミュニケーションのあり方が変化を続けています。さらに人口減少・少子高齢化が進行することで人口構造の状況が大きく変化し、住民のつながりが希薄となり、地域の支え合いが難しくなることが懸念されます。

そのような状況下で、住民が心豊かに暮らし続けていくためには、社会環境や地域にあったコミュニティづくりを支援し、地域におけるつながりの醸成や地域の課題解決を図っていくことが必要になってきます。

変化する社会環境において、また移住定住の推進をしていく中で、今まで以上に一人ひとりの多様性を認め、活躍できる地域社会の進展が重要となってきます。

(10) 子どもの健やかな成長と住民の学びの充実

次代を担う子どもや若者が変化の激しい社会にあっても健やかに育ち、たくましく生きる力を身につけられるよう、多様で豊かな学びの機会や育ちの環境の充実を図ることが必要です。特に、学校教育には、変化に積極的に向き合い課題を解決していく力や、情報を見極め再構築して新たな価値につなげていく力等を育成することが求められています。

また、社会の多様化や平均寿命の延伸に対応して、誰もがいくつになっても学び、活動することができる環境づくりを進め、湯梨浜町の明日を拓く「人財*」の育成に努める必要があります。

住民が心豊かに暮らしていくためには、湯梨浜町の財産である歴史文化を守り、発展させていくとともに、多くの住民が多様な学習やスポーツ・文化活動に取り組み、それを健康づくりや生きがいづくり、交流・社会参加の促進等につなげていくことが重要です。またその成果を地域で活かすことができ、楽しみと笑顔のあふれるまちづくりを進める必要があります。

(注釈)

人財：「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを含め、あえて「人財」と表記。